

自然災害に便乗した 住宅・建物の修理に関する 「突然の勧誘」などにご注意ください

台風・大雪・地震などの自然災害の後には、住宅や建物の修理について、突然の訪問や電話などによる修理勧誘を受けることがあります。

その場ですぐ契約せず、修理内容や費用、建物共済の利用について、十分に確認してください。



こんな勧誘にご注意ください

 「〇〇市から委託を受けて訪問しています」 「▲▲共済から依頼を受けて調査にきました」 など自治体などの公的機関や、保険会社等のような事業者名を名乗ることもある	 屋根や外壁などを 「無料で点検します」 「すぐに修理が必要」 などと、突然訪問してくる	 「建物共済を使えば自己負担なしで修理できます」 などと、ご加入の契約内容を確認せずに共済の利用を勧めてくる
--	---	--



ご自身で確認しましょう

- 1 ご加入されている建物共済の利用については、先ず最寄りの NOSAI の支所・出張所に確認しましょう。
壊れた原因が共済の補償対象ではなく、うその理由で共済金を請求すると、詐欺に該当する場合があります、トラブルに巻き込まれる可能性があります。
- 2 当組合では、共済事故の確認訪問等を業者に委託することはありません。
会社の所在地・連絡先・実績などを確認しましょう。



不安に思ったときは

少しでも「おかしい」「不安」と感じた場合は、契約せずにご家族や、消費生活センターなどの公的機関にご相談ください。



消費者ホットライン
(局番なし) **188**